

平成 29 年 9 月 4 日

埼玉市民オンブズマン・ネットワーク
片桐 逸夫 様

埼玉県議会公明党議員団団長
西山 淳次

公開質問に対する回答書

(1) 県議会への信頼を著しく失墜させるものであり、言語道断。辞職も当然と考える。

(2) - (2)

しない。当会派はこれまでも領収書の内部チェックをしっかりと行ってきている。

(3) - (2)

認めない。当会派は 5 要件を求めており、それができない場合はその理由を明確にして補記するようにしている。

(4) - (2)

必要ではない。仮に第 3 者委員会を設けても発見は難しいと考える。

(5) - (4)

その他。「政務活動費の在り方検討会」がどのようなものか明確でないので何とも言えないが、政務活動費の在り方は議会として検討する必要がある。既存の「議会の在り方検討会」の活用がいいのでは。

(6) - (4)

その他。すでに当会派は内規で後払い制を導入済みである。議会全体に導入することは今後の議論次第と考える。

(7) - (4)

その他。各会派の責任のもとに判断すべきと考える。

(8) - (1)

(9) - (1)

(10) - (1)

議員の視察活動は多種多様なので、HP公開の対象とするのは原則として宿泊を伴うもので良いのでは。

(11) - (1)

(12) 当会派は会費を伴う意見交換会は領収書とともにその案内状を添付することや、明細書の添付（電話代等）、印刷代金など多額になるものは請求書提出による会派振り込み（個人を通さない）など、事故防止策を実施している。

上記、取り急ぎ回答いたします。

なお、ご質問の中には、団内で十分協議して回答すべき質問もありましたが、公明党議員団としてあらためて議論する余裕がなかったため、団長・西山淳次の責任において回答しております。

また、いうまでもありませんが、政務活動費の在り方については各会派で考えに隔たりがあり、完全な一致は困難です。できる限りの合意を得るべく、当会派も努力してまいります。最終的にはそうした議論の行方も含めて、有権者の皆様の審判をいただくことになると考えております。